

地方独立行政法人法改正に伴う今後の評価委員会について

資料2

地方独立行政法人法の改正に伴い、公立大学法人における年度計画の策定及び年度評価の業務が廃止されるため、令和7年度以降の評価委員会については、下記のような方向で進めるものとする。

- ① 毎年の年度評価に係る評価委員会は実施せず、見込評価（5年目に実施）及び期間評価（目標期間終了後に実施）に係る評価委員会を開催する。【法定】
- ② 見込評価及び期間評価を円滑に進めるため、大学法人において毎年作成する自己点検評価報告書等を活用し、中期計画に設定する指標の進捗状況等について、年1回程度報告する評価委員会を開催する。【任意】

スケジュール

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
中期目標・中期計画期間	第2期				第3期						第4期
中期目標・中期計画経過年数	3年目	4年目	5年目	6年目 最終年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 最終年度	1年目
評価委員会【法定】	年度評価	○ R1実績	○ R2実績	○ R3実績	○ R4実績	○ R5実績	年度評価廃止				
	見込評価			○					○		
	期間評価					○ 第2期評価					○ 第3期評価
評価委員会【任意】 ※中期目標を達成するための指標の進捗状況等を確認						○ R6実績	○ R7実績	○ R8実績	○ R9実績	○ R10実績	○ R11実績
(参考)大学による自己評価【法定】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(参考)認証評価機関の評価【法定】		○						○			

(参考)地方独立行政法人法改正の趣旨

公立大学法人及び設立団体において、年度計画の作成や年度評価に関する多大な事務量が生じており、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り分けられないため、本来の役割に資する業務に一層取り組むことができるよう、年度計画及び年度評価が廃止されることになった（別紙総務省資料参照。）。

- (1) 施行日：令和5年6月16日（経過措置により、適用は R6. 4. 1～）
- (2) 年度評価等の廃止に当たっては、中期計画に、中期目標（「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標」及び「業務運営の改善及び効率化に関する目標」）を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標を追加する必要があること